

会議結果報告書

令和8年1月8日

会議の名称	令和7年度 第1回志木市成年後見制度利用促進審議会	
開催日時	令和8年1月8日（木）9時50分～11時20分	
開催場所	志木市役所大会議室1-1	
出席委員 及び 関係機関	大貫会長、渡辺委員、神野委員、竹前委員 (計4人)	
欠席委員	飯村副会長、上田委員 (計2人)	
説明員	高山課長、駒ヶ嶺主任 (計2人)	
議題	(1) 第2期志木市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について (2) 第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画の目標について (3) その他	
結果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 0人)	
事務局職員	中村福祉部長、高山課長、駒ヶ嶺主任	
署名	(議長) 大貫会長 (署名人) 竹前委員	

1 開会

事務局) 資料の確認。

2 あいさつ

会長) 昨日、司法書士懇親会が開催され、後見制度の必要性が話された。2月の通常国会に上程され、可決成立されると思われるが、「成年後見人」から「特定補助人」となる見込み。任意後見人と未成年後見人は変わらない。また、身上保護のみの制度利用であれば、家庭裁判所の判断で監督人を選任しない。制度の促進が図られるのではないか。

3 議事

(1) 第2期志木市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について (資料1)
説明員) 資料に基づき説明。

委員) 取組No.36、後見ネットワークセンターの相談は、継続や他課連携に繋がっているのか。

説明員) 令和6年度は、新規58件、継続135件となり、一定数継続者がいる状況。また、市長申立て担当が長寿応援課いきがい支援グループ、共生社会推進課障がい福祉グループであることから、必要に応じた連携ができる

る。

委員) 同取組において、延べ件数に差があるが、実人数に差異がなく、適正に対応しているということであれば、結果を一部達成でもよいのではないか。また、一部達成ではなく達成割合の評価、目標設定を数値ではない方法もよい。

説明員) 部分達成に修正する。また、評価方法については、記載方法を含め、検討する。

委員) 取組 No.9 法律専門職について、弁護士会では予算が確保できない自治体向けに無料で弁護士を派遣している。令和8年度以降には地域包括支援センターや職員を対象として実施することも視野に入れている。

説明員) 予算の確保はできているが、金曜日の法律相談案件がないことがあるため、その時間帯を活用できればと感じている。

会長) 月に1回など、町内会館などで出張相談を開催するとよいのではないか。

委員) 1開催あたり5～10人の参加であると、参加者が相談をしやすくなる。また、市役所へ相談にくるハードルがあることや、病気により、来庁自体が難しい方もいることから、実施ができるとよい。

委員) リモートの活用もあるといい。

委員) 市民後見人として、専門職や市役所の橋渡しの役目を担っていると考えている。今後についても、出前講座の定期開催や先日の「市民後見人と話してみよう！」を年に2回など定期的に開催できるとよい。

会長) 「市民後見人と話してみよう！」はとてもよい会となった。ぜひ、委員からも、その時の話を聞いていただきたい。

委員) この会の企画は3～4か月前より市民後見人のつどいにおいて具体的に検討した。チラシの作成や掲示板への掲載、当日の構成や役割分担などを考えた。当日の座談会では、少人数のグループに分かれたことで、参加者が話しやすい雰囲気となった。お話を伺うとたくさん話しをされ、悩んでいる方が多いことを実感した。

委員) 取組 No.1 ふっと見守りネットワークづくりについて、協議会を開催し、相談の情報共有など実施しているのか。

事務局) 長寿応援課が所管していた際には、実施していたが、現在は関連事業の案内に限定されている。

委員) ネットワークを意識できる機会があればよい。

委員) 市民後見人が選任される案件が少ない要因はなにか。

説明員) 案件が複雑化している。財産や債務整理、虐待案件など専門職の選任が必要な案件が増加している。

委員) 専門職と市民後見人の複数選任や専門職からの市民後見人へのリレー方式で対応できるとよい。また、市民後見にお願いする案件として、在宅＝大変に思われないような情報共有ができればよい。

会長) 安定している案件を、できる限り、市民後見人へお願いしたいと考えているが、やはり、なにも心配ないケースというものはないと、難しいところ。

委員) 民法上、責任が重い状況もあり、市民後見人のつどいなどでどのように伝えているかが課題である。

(2) 第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画の目標について（資料2）

事務局) 資料に基づき説明。

委員) 重層的支援会議は誰が出席するのか。

事務局) 庁内・関係機関である。複合的ケースについて分野を横断し包括的な支援をするため、該当ケースとの関わりが薄い場合でも、会議に参加することで、多角的な支援について協議することができ、支援者の支援力を高めることにもつながる事業である。

会長) 計画に盛り込んでいる任意後見制度について計画に盛り込んで頂きたい、可能か。

説明員) 実行計画 1－1　包括的・多層的なネットワーク構築（5）関係機関・専門職との協議等においても任意後見制度の相談件数を記載。実行計画 1－3　市民後見人の育成及び担い手の確保においても、任意後見制度の周知を図る。以上の 2 項目で進捗管理を図りたい。

会長) 市民後見人が受任した件数の進捗管理は可能か。

説明員) 実行計画 1－3　市民後見人の育成及び担い手の確保（7）受任調整会議等において、進捗管理を図りたい。

委員) 高次脳機能障害者支援法が令和 8 年 4 月に施行される。これに伴い、計画に追記することは可能か。

委員) 認知症とは少し違い、記憶されていることもある障がいである。

説明員) 今後の施行内容を踏まえつつ、次回以降の検討とさせていただきたい。

（3）その他

説明員) 次年度会議の候補日を 1 月中の日程で選定したい。

1 月 4 日（水）、11 日（水）、16 日（月）いずれも 10 時からを候補日とし、5 月頃を目安に再度、委員へ都合を伺うこととする。

4 閉会

以上